

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年5月31日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0531第1号」にて、別掲の項目の検体検査実施料が平成28年6月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

記

■「検査実施料」の新規収載

● 実施料が新設された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D012 感染症免疫学的検査					
43	デングウイルス抗原・抗体同時測定定性	イムノクロマト法	233	免疫 144	*

[注]

- *:ア デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、区分番号[D012]感染症免疫学的検査の「43」デングウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。
- イ デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、デングウイルスNS1抗原、IgG抗体及びIgM抗体を、イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。
- ウ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、国立感染症研究所が作成した「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。
- (イ) 区分番号「A300」救命救急入院料「1」から「4」までのいずれか
- (ロ) 区分番号「A301」特定集中治療室管理料「1」から「4」までのいずれか
- (ハ) 区分番号「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか
- (ニ) 区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料
- エ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。



(株)四国中検

香川 TEL(087)877-0111
高知 TEL(088)883-5535

松山 TEL(089)955-7600
徳島 TEL(088)665-3125